

# 公益財団法人徳島県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。参考URL:<https://tokushima-sports.or.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである</p>	<p>(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること</p>	<p>&lt;ア&gt; 中長期計画に類するものは、現在のところ策定していない。          &lt;イ&gt; 本協会の事業計画「事業計画策定と事業推進の理念」には、「国の『スポーツ基本計画』及び『徳島県スポーツ推進計画』に則した事業を実施し県内におけるスポーツの振興を図る。」と明記し、県の推進計画と連携・協働して事業を展開している。          &lt;ウ&gt; また、「徳島県スポーツ推進計画」の策定に、本協会理事が参画している。          &lt;エ&gt; 組織運営に関する中長期基本計画を、役職員や有識者の意見を取り入れて2022年までに策定する。          参考URL:<a href="https://tokushima-sports.or.jp/">https://tokushima-sports.or.jp/</a>及び「徳島県スポーツ推進計画」</p>
<p>[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。</p>	<p>(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること</p>	<p>&lt;ア&gt; 現状、24名の理事・監事により理事会を構成している。          &lt;イ&gt; 本協会には、機関決定を迅速に行うため、8の委員会・協議会があり、各委員会・協議会には理事を配置することを原則としている。          &lt;ウ&gt; 委員会・協議会に理事を配置することは、理事会と委員会・協議会との連携や意思疎通を円滑にさせる役割を担うとともに、理事会における質疑応答、議論に備えることとなり、理事による業務執行の監督上も、適切なガバナンス機能に寄与している。          &lt;エ&gt; 以上の観点から、24名により理事会を構成することは、その機能に鑑みれば適正な規模である。</p>
<p>[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。</p>	<p>(1) NF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること</p>	<p>&lt;ア&gt; 本協会の役職員、公認スポーツ指導者等については、「倫理規程」第3条及び第4条に「基本的責務」「遵守事項」として、本会の目的、事業執行の公正さに対する県民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図る旨を記載し、同第6条で違反した際の措置について定めている。          &lt;イ&gt; 職員については、「職員就業規程」第45条により違反した際の懲戒について定めている。          &lt;ウ&gt; 加盟団体については、定款第3章第8条により不相当と認める際の処分について規定しているほか、「公益財団法人徳島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」により、人道的問題や不適切な経理処理がないよう定めている。          参考「公益財団法人徳島県スポーツ協会要覧」（倫理規程・公益財団法人徳島県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン・職員就業規程）</p>

原則	自己説明項目	自己説明
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して、「定款」及び各種規程を整備している。 参考URL: <a href="https://tokushima-sports.or.jp">https://tokushima-sports.or.jp</a> (定款)
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人の業務に関して、各種規程を整備している。 参考「公益財団法人徳島県スポーツ協会要覧」(組織規程、理事の職務権限規程、事務決裁規程)
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役職員の報酬等に関しては、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」並びに「職員の給与等に関する規程」を整備している。 参考「公益財団法人徳島県スポーツ協会要覧」(役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程・職員の給与等に関する規程)
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産に関して、「定款」第4章(第11~15条)、「基本財産管理規程」及び「金融資産運用管理規程」において徳島県スポーツ協会の資産・会計についての規程を整備している。 参考URL: <a href="https://tokushima-sports.or.jp">https://tokushima-sports.or.jp</a> (定款)「公益財団法人徳島県スポーツ協会要覧」(基本財産管理規程、金融資産運用管理規程)
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	<ア>「定款」第3章及び「加盟団体規程」、「加盟団体会費に関する規程」において、加盟団体の負担金納入に関する規定を定めている。 <イ>「定款」第3章及び「寄付金取扱規則」により、寄付金納入に関する規則を定めている。 <ウ>「経理規程」により、会計処理の規程を定めている。 参考URL: <a href="https://tokushima-sports.or.jp">https://tokushima-sports.or.jp</a> (加盟団体規程)「公益財団法人徳島県スポーツ協会要
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ア>「専門委員会規程」第4条において、国体委員会は理事会の付託を受けて国体選手の派遣等について審議することとしている。 <イ>選手選考は各競技団体に委ねられているが、国体委員会において各競技団体から選手選考の経緯について個別に報告し、委員会で承認を得ることとしている。 参考「公益財団法人徳島県スポーツ協会要覧」(専門委員会規程)

原則	自己説明項目	自己説明
[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>&lt;ア&gt;「倫理規程」第5条第1項に、この規程の遵守事項を監督し実効性を確保するための「倫理・コンプライアンス委員会」を設置することができるように規定している。</p> <p>&lt;イ&gt;また、第5条第1項で、この委員会は「総務委員会」をもって充てることができるとし、同条第2項で、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、この委員会に出席し意見を述べるができるとしている。</p> <p>&lt;ウ&gt;2021年度から「倫理・コンプライアンス委員会」を年1回以上実施する。</p>
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役職員向けのコンプライアンス教育を、2022年度から年1回以上開催する。
[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を、2022年度から年1回以上開催する。
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>&lt;ア&gt;前述原則3の(2)④のように、財務・経理の処理による規程を整備し、外部の公認会計士である監事の指摘・助言を得て、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>&lt;イ&gt;監事には専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係わる監査を受けている。</p> <p>&lt;ウ&gt;財務・経理処理において、法令及び本会規程に沿った処理ができているか監査を受けるとともに、任期中には財務・経理の適切な業務に関する相談ができる体制を整えている。</p> <p>参考URL:<a href="https://tokushima-sports.or.jp">https://tokushima-sports.or.jp</a>(定款)</p>
[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>&lt;ア&gt;国や助成元の定めに沿って適切に処理し、監査を受けている。</p> <p>&lt;イ&gt;また、上項(2)の体制により、本会の経理諸規定の定めに基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係わる監査を受けている。</p> <p>&lt;ウ&gt;さらに、「倫理規程」第4条第4項において補助金・助成金の処理に関する不正を禁じ、違反した場合は懲戒処分の対象としている。</p> <p>参考URL:<a href="https://tokushima-sports.or.jp">https://tokushima-sports.or.jp</a>(定款) 及び「公益財団法人徳島県スポーツ協会要覧」(倫理規程)</p>
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>&lt;ア&gt;法令で定められている法定備置書類(定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他)を事務所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。</p> <p>&lt;イ&gt;事業・決算報告書をはじめ、各種規程・書類等をHPで開示している。</p> <p>参考<a href="https://tokushima-sports.or.jp/">https://tokushima-sports.or.jp/</a> (事業・決算・予算)</p>

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。</p>	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること</p>	<p>&lt;ア&gt; 前述原則3の(3)のように、「専門委員会規程」第4条に基づいて、国体委員会で国体派遣選手について決定することとしている。 &lt;イ&gt; 各競技の選手選考の過程については開示していないが、決定した選手は本県代表選手として公表している。 参考「公益財団法人徳島県スポーツ協会要覧」(専門委員会規程)</p>
<p>[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。</p>	<p>(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること</p>	<p>本協会のガバナンスコード遵守状況を2020年度中に公表する。 参考<a href="https://tokushima-sports.or.jp/">https://tokushima-sports.or.jp/</a></p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと</p>	<p>&lt;ア&gt; 「定款」第8条で加盟団体が不適切な時の脱退について規定するとともに、「加盟団体規程」第6条において「加盟団体の権限」について規定し、加盟関係団体との権限関係を明確にしている。 &lt;イ&gt; 国や県、また日本スポーツ協会からの指示については、加盟団体に周知するとともに適切な対応をとるよう指導している。 &lt;ウ&gt; 上記の他、加盟団体の役員・事業・収支等について掌握するとともに、加盟団体からの日常的な質疑・照会等への対応を円滑にし、指導・助言などの支援を行っている。 参考URL:<a href="https://tokushima-sports.or.jp/">https://tokushima-sports.or.jp/</a>(定款・加盟団体規程)</p>
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>&lt;ア&gt; 加盟団体に有益となる情報を提供するとともに、競技団体対象のヒアリングを通して組織の把握に努めている。 &lt;イ&gt; 毎年「加盟団体情報交換会」を開催し、加盟関係団体との情報交換を通してガバナンスの向上を図るとともに、加盟団体相互の関係構築に寄与している。 (※2020年度の情報交換会は新型コロナウイルスの影響のため中止した。) 参考「公益財団法人徳島県スポーツ協会要覧」(倫理規程)</p>